

平成26年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針（案）

＜基本理念＞

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

＜基本方針＞

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

平成26年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

各務原市社会福祉事業団は設立以来、社会福祉の公的責任を担いつつ、各務原市の福祉施策を具現化する役割を与えられ、多様化する福祉ニーズへの対応及び障がい児・者の支援体制の確立という目標に向かって事業を展開してきました。

当事業団は各務原市福祉の里及び高齢者生きがいセンター稲田園について、平成26年度から5年間の指定管理者制度による受託経営を行うこととなりました。この期間において法人経営に係る財務管理・組織管理・事業管理全般にわたる検討を一層深めながら効果的な経営を行い、さらに第三者評価を受けられる体制作りを進めていきます。

そのためにも地域の多様化する福祉ニーズに応えられるよう利用者サービスの質の向上を追求し、地域住民・市民を含め利用者へのきめ細かな福祉サービスを展開するため、職員の福祉意識や専門性を一層高めていかなければなりません。障がい児・者・高齢者の各施設が主体的に各分野においてそれぞれの特色と専門性を発揮できるよう、人材育成とサービス技術向上のための支援体制を整備していきます。そして利用者の皆様に満足いただけるサービスの提供と、利用者・地域から信頼される事業所作りを進めます。

各務原市の地域福祉施策の一翼を担うという事業団の使命を果たすべく、施設機能を十分に発揮させ、効果的な施設経営に努めながら、地域に根ざした利用者主体の施設を目指し、事業団職員の意識改革、組織目標の共有化を図り、地域に信頼される福祉の拠点として、福祉サービスの充実を一層推進してまいります。

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

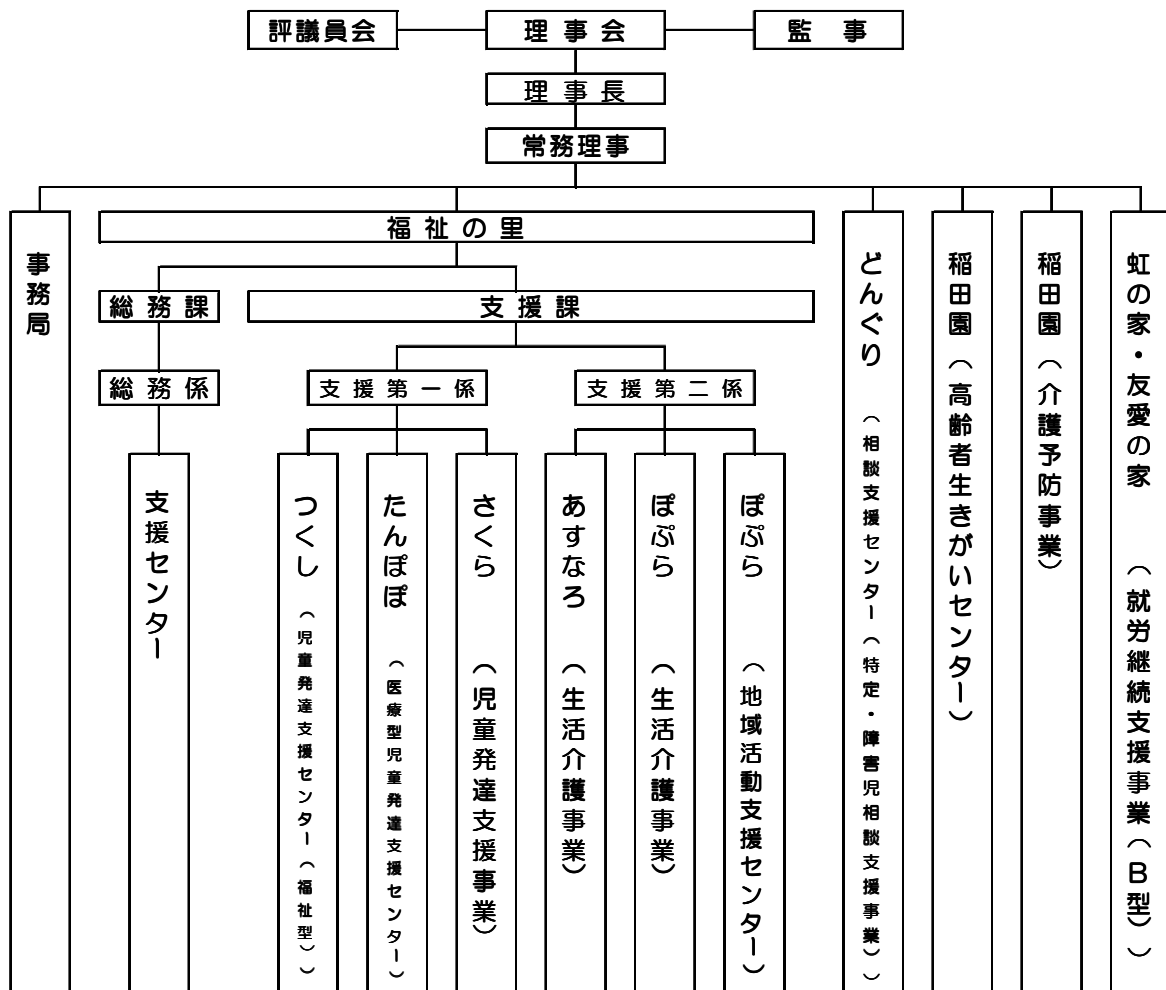
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

平成26年度から5年間の指定管理を受け、この期間内に第三者評価を受けられる体制づくりを行います。そのため、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の見直し、職員研修の充実と様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の上昇に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	臨時職員等
事務局	6	事務局員 3	常務理事 1 事務局長 1 事務局員 1
総務課	3(6)		総務課長 (1)
総務係	3(5)	総務係長 (1) 総務係員 (3) 介護員 1 栄養士 1	総務係員 (1) 看護師 1
支援課	49(25)	支援課長 (1)	
支援第一係	30(14)	支援第一係長 (1)	
つくし (児童発達支援センター(福祉型))	14(4)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 1 保育士 3 看護師 (1) 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 介護員 (1) 事務職員 (1)	保育士 7
たんぼぼ (児童発達支援センター(医療型))	8(3)	管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 2 作業療法士 1 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 1
さくら (児童発達支援事業)	8(7)	管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 保育士 2 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2)	保育士 5
支援第二係	19(10)	支援第二係長 (1)	
あすなる (生活介護)	13(3)	管理者 1 サービス管理責任者 1 生活支援員 4 保健師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 7
ほぶら (生活介護)	5(5)	管理者 (1) サービス管理責任者 1 生活支援員 1 看護師 1 理学療法士 (2) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 2
ほぶら (地域活動支援センター)	1(2)		管理者 (1) 生活支援員 1(1)
どんぐり (障がい者相談支援センター)	6(1)	管理者 1 相談支援員 5 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	6	事務職員 1	園長 1 用務員 4
稲田園 (介護予防事業)	2(1)	事務職員 (1)	介護員 1 看護師 1
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9(3)	サービス管理責任者 1 生活支援員 3 保健師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	管理者(虹の家所長) 1 友愛の家所長 1 職業指導員 2 生活支援員 1
計	81	正規職員 計 41	臨時職員等 計 40

(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター(福祉型))	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	25人	指定管理者制度による受託
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぽぽ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら		32人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	40人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほづら		20人	
	地域生活支援事業 (地域活動支援センター)			10人	
	相談支援事業 (相談支援センター(特定・障害児相談支援事業))	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家(主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	管理委託制度による受託
		友愛の家(従たる事業所)		15人	
	老人福祉センター	各務原市高齢者	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託
介護予防事業	生きがいセンター稲田園	介護保険法	—		
事公業益		各務原市福祉の里 支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託

6. その他

- (1) 受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- (2) 利用者(児)参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。

各務原市福祉の里つくし(児童発達支援センター(福祉型))

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ① 週1回利用児の対応職員を専属職員(5クラスとも同じ職員が対応)としたことで、格差のないクラス運営が行えた。
- ② 年齢別のクラス編成であるため、子どものタイプ別に合わせた療育や、学年を超えた母同士の交流の機会が少なくなっています。より子どもに合わせたグループ療育や新しい保護者が先輩保護者の話を聞く機会、子どもへの支援方法を母親同士が学ぶ機会が少ないのが課題と思われる。

4. 実施計画(目標)

(1) 年齢や発達に応じた療育を保障します

年齢別のクラス療育を主としつつ、必要に応じてグループ編成を行い、個の発達段階に応じたより効果的な療育を行えるようにします。

(2) 保護者支援を充実します

① 相談支援

保護者の方に対して、定期的な懇談だけでなく、必要に応じて担当職員による相談を実施し、困ったときにすぐ対応できるようにします。

② 保護者向けの学習会及び交流会の開催

月1回のマザーズデイ(保護者の交流会)、職員主催の学習会を行い、保護者の方のリフレッシュや子どもへの理解、支援方法の理解に努めます。

③ 就園、就学に向けての支援

就園、就学先との引き継ぎ、フォローアップ等を行い、子どもへの支援方法をスムーズに移行先機関へ伝えられるようにします。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、看護職員、医師、管理栄養士、介護員、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ(医療型児童発達支援センター)

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、訓練士、看護師がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ① 保育と訓練が常にお子さんの情報交換に努めた。
- ② 年長児の単独通園日を月に2回から、毎週1回に増やし、年齢に相応した単独通園の実施により近づけた。これにより、保護者の負担が軽減された。
- ③ 各専門職種による施設内職員研修を年5回実施し、職員の資質の向上に努めた。
- ④ 保育と訓練が常にお子さんについての情報交換ができるのがたんぽぽの強みではあるが、同じ活動と一緒に入り現場で共通理解するような時間が実際にはあまりとれていない。

4. 実施計画(目標)

(1) 保育と訓練の連携を深めます

保育と訓練がさらに連携を深められるよう努めます。毎月1回のほのぼのサークル(保護者の交流会)やおたまじゃくしの会(保護者と職員の勉強会)の保育活動を、保育士と訓練士が協力して行います。それにより、現場で一緒にお子さんに接しながら、ニーズの共通理解を図ります。

(2) 地域との連携に力を入れます

- ① すでに就園してたんぽぽと併行通園をしているお子さんや、個別交流をしているお子さんに対して園訪問を実施し、たんぽぽでの支援が園に引き継がれ、お子さんが地域の園でも安心して過ごせるよう努めます。
- ② お子さんの様子や支援の経過などの情報が、日中一時支援事業所などの関係機関内で共有され連携が深まるよう、プロフィールブックの活用のさらなる浸透を図ります。具体的には、おたまじゃくしの会で実際に保護者と一緒に記入したり、園や支援機関に引き継ぐべき時期をお知らせしたりします。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）

1. 事業概要

ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な幼児とその保護者に対し、ニーズに応じた個別的な支援を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりなお子さんを対象に、一人一人のお子さんに応じた支援と地域の医療・園・学校等との連携を図り、その家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① お子さんが地域で困り感なく過ごせるために、園と連携しながら「取り出し療育の意義」と「集団生活での課題」を明確にしていくことで、地域への移行支援がスムーズに行えた。今後も保護者への説明や、園との引き継ぎを十分に行いたい。
- ② 指導時間や保護者との懇談時間が短いという保護者からの意見がある。支援の質を高め、保護者の不安を解消できるように、十分な時間を確保したい。
- ③ 日中一時支援の事業所の紹介や手続きの方法等がわかりやすく提供できるよう、地域資源の紹介コーナーを作る等の対応が求められている。

4. 実施計画（目標）

（1）個別支援をより効果的に行います

お子さんの発達や特性に応じたあそびを提供し、活動に応じた十分な時間が取れるように配慮します。また、必要に応じて個別指導を行い、あそびによってはグループを合同にして行う等、効果的な支援を行えるようにします。

（2）保護者支援を充実します

指導後の懇談時間を十分設けることで、保護者が気兼ねなく、気になっていることを相談できる体制を整えます。また、必要に応じて、施設長、主任、言語聴覚士、どんぐりの相談支援員等とも相談できるように施設内での連携を図ります。

（3）地域支援を大切にします

保護者が、お子さんに合った就学先を、不安なく納得して決定していけるよう、支援を行います。また、プロフィールブックを活用し、家庭、医療、福祉、教育との連携を深め、お子さんが一貫した支援を受けられるように配慮します。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対して、地域の中で心豊かに過ごせるよう支援します。また、一人ひとりのニーズに合わせて個別支援計画書に基づいた支援を行い、家庭を含めた地域生活を支援します。その他、利用者等からの相談に応じ、施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 新規契約者が4名増え、登録者数が計45名と定員の1割増し以上となる。男性職が少ないなか、利用者の個別化も進み、同性支援が難しい状況にある。
- ② 活動内容がマンネリ化して、一人一人の利用者の方のニーズに応えられていない。ボランティアを募集しているが、まだまだ不足している。利用者の方の障がいの重度化、高齢化も踏まえると、活動内容を考え直す時期に来ている。

4. 実施計画(目標)

(1) 利用者サービスの質を向上させます

サービス管理責任者を中心に、全職員が協働してアセスメントを行い、利用者の特性を踏まえた「個別支援計画書」を策定します。また、必要に応じて実施・評価・見直しを行いながら、利用者一人一人に適切なサービスの提供に努めます。

(2) 利用者本位のサービスを提供する体制を整えます

利用者やその家族とのコミュニケーションを密にして、利用者の立場や気持ちに寄り添ったサービスの提供に努め、充実した日中活動ができるように支援します。

(3) 新たなプログラムの開発に取り組みます

サービス内容について検証するとともに、障がい特性に伴う支援の課題を職員で共有し、利用者のニーズにあったサービスプログラムの研究・開発に努めます。

(4) ボランティアを積極的に受け入れます

各種行事等を活用して、ボランティアの受入れの機会を増やすとともに、新規ボランティアの開拓に取り組み、利用者の支援に生かします。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士
事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら (生活介護事業)

1. 事業概要

障がいがあり、常時介護を必要とする方や一定の支援が必要な方に対して、日中活動の場として、食事及び排泄の介護や創作活動・余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）及び日常生活に必要な機能の維持向上を目的に機能訓練の機会を提供し、利用者の方の自立と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、自立した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 普段外出する機会が少ない利用者の「日中活動の場」として、創作活動や余暇活動等様々な活動を行っているが、活動内容がマンネリ化しており、講師ボランティアの減少により、活動の種類が減ってきている。
- ② 以前より重度の障害のある利用者やその家族の方より、入浴サービスを要望する声があり、対応していく必要がある。

4. 実施計画（目標）

（1）日中活動の内容を充実させます

日中活動の場として、趣味の幅が広げられるよう創作活動や余暇活動等（音楽活動、レクリエーション等）を行います。また、活動内容を創意工夫するとともに、講師ボランティアの募集を行い、活動の種類を増やします。

（2）身体に障がいのある方の入浴サービスを開始します

身体に重い障がいのある方を対象に、入浴サービスを提供します。自宅での入浴が困難な方に、リラックスし、楽しんで入浴していただけるようにします。

（3）地域生活を支援します

利用者が安心して、豊かな地域生活ができるように、必要な情報の提供や助言を行います。また、家族の方に気軽に相談していただけるように、地域にある様々なサービス機関との連携やネットワークづくりに努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士
管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら（地域活動支援センター事業）

1. 事業概要

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日中活動の場として、創作活動・余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）の機会を提供します。また、日常生活に必要な能力を高められるように必要な訓練等の機会も提供します。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、自立した日常生活を営むために必要な支援や訓練等を行い、地域での安心な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 普段外出する機会が少ない利用者の「日中活動の場」として、創作活動や余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）を行っているが、活動内容がマンネリ化しており、講師をしてくださるボランティアの方の減少により、活動の種類が減ってきている。
- ② 利用者の心身の回復により、新たな進路先（福祉就労・一般就労）を見つけられ、退所されている。その一方で、新規利用の希望者が減少しているため、利用率が低下している。

4. 実施計画（目標）

（1）日中活動を充実させます

日中活動の場として、趣味の幅が広げられるよう創作活動や余暇活動等（レクリエーション・スポーツ活動・音楽等）を行います。また、活動内容を創意工夫するとともに、講師ボランティアの開拓を行い、活動の種類を増やします。

（2）地域生活支援を支援します

利用者が地域で安心して生活するために必要な情報の提供や助言を行います。また、家族の方に気軽に相談していただけるよう、地域にある様々なサービス機関との連携やネットワークづくりを行います。そのネットワークを生かして、利用ニーズを把握し、利用者の確保に努めます。

5. 人員配置

管理者、生活支援員、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）

1. 事業概要

障がいのある人、または子育てに不安がある人の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。

計画相談支援においてはサービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

① 一般相談

各務原市内の障がい児・者の人を対象に、お住まいの地域において安心した生活が送れるよう、様々な相談に応じ、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

② 計画相談

サービス等利用計画の作成を通して利用者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります。

3. 現状と課題

① 平成26年度中に障害福祉サービス受給者全員にサービス等利用計画作成が義務付けられた

現在、各務原市の計画作成実施率は3割程度である。平成26年度の計画作成の進め方と業務超過に伴い一般相談への対応が不十分になる恐れがある。

② 相談支援専門員の専門性と資質の向上が必要とされている

計画相談支援や困難事例の課題解決にあたり、相談支援専門員の役割の重要性が増すため、更なる知識の習得や資質の向上が必要となる。

③ 地域の社会資源の開発に努める

障がい児・者の地域生活支援や親亡き後の生活を守るため、行政機関へ福祉サービス(社会的支援や人的資源)の要望を行っていくことと、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議が必要となる。

4. 実施計画（目標）

(1) サービス利用計画の作成を最優先に努力します

障害福祉サービス受給者が支給決定を受けられないというような不利益を被ることがないように、サービス利用計画の作成を最優先とし、事業所一丸となって最大限努力します。

(2) 相談支援専門員の資質の向上に努めます

個別支援会議の開催、職員間の自己研修、施設内・外の研修の受講を促し、相談支援専門員としての自覚と専門性を養います。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

個人利用者からは、利用料金が安く、超音波気泡浴装置のある大浴場でゆったりと気持ちよく過ごせると好評である。団体利用者からは、バスの送迎により施設でのんびりとカラオケなどを楽しみながら過ごせると好評である。これからも継続的な利用をお願いしつつ、新たな利用者を開拓していく必要がある。

また、近年、重い持病を抱えた利用者や障がい者手帳を所持された利用者が増えてきている。利用者の安全な利用に留意し、看護師等と連携しながら特に入浴中の事故防止に力を入れていく必要がある。

4. 実施計画（目標）

(1) 安全な入浴サービスの提供に努めます

利用者に安心して利用していただき、満足いただけるよう、管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。

(2) 各種団体向けサービスを充実します

各種団体等（シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウスなど）が10人以上で利用される場合は、送迎バス（無料）を配車します。

(3) 生活・健康等の相談に応じます

① 健康増進施設 PR のため、利用者向けにカラオケシステム内臓の『歌謡体操』を使って体操ができる時間を提供します。

② 利用者で希望される方に対して、看護師による血圧・脈拍測定、簡単な健康相談を実施します。

(4) 関係機関・ボランティア団体と連携します

① 市の関係課と連携し、団体向けに『出前講座』等を開催します。

② 各種ボランティア団体と連携し、演芸披露等の場を提供します。

5. 人員配置

園長、用務員、看護師、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園（介護予防事業）

1. 事業概要

市内在住の65歳以上の方で、市が実施する介護予防基本チェックリストにより要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる二次予防事業の対象者に対し、地域包括支援センターによる介護予防マネジメントによって介護予防事業の参加が適当とされたうえで、稲田園の利用を希望された方に、運動を中心とした活動をとおして生きがいや健康づくりをサポートします。

2. 運営方針

生活機能の低下した虚弱な高齢者を対象に、運動機能向上・口腔機能向上等のメニューを提供する送迎付き通所型介護予防教室を開設することにより、生活機能の向上を促し、介護保険の要支援・要介護状態への予防を図ります。

また、市ならびに関係機関と連携を図りながら、介護予防事業の推進に努めます。

3. 現状と課題

介護予防事業へ移行して今年度が2年目となる。旧デイサービスから移行された方がほとんどで、平均年齢も86歳を数えている。25年度中に介護認定を受け、利用終了となった利用者が数名あり、登録人数が減少している。逆に、新たに登録いただいた方は3名のみだった。地域包括支援センター等との連携により介護予防教室の利用を促しているが、利用登録が伸びていかないのが課題となっている。

4. 実施計画（目標）

（1）介護予防のための運動を充実します

ラジオ体操やカラオケシステム内蔵の『歌謡体操』、咀嚼力を高めるための口腔体操、バランス力を高める運動等、参加者の体力・能力を見ながら介護予防トレーニングを実施します。

（2）生活・健康等の相談及び支援に努めます

- ① 看護師による血圧・脈拍測定、簡単な健康相談を行ない、利用者の悩み・不安等の軽減を図ります。
- ② 家族、地域包括支援センター、市高齢福祉課と連携し、利用者の体調等の把握や家庭での様子等、情報の共有に努めます。

5. 人員配置

園長、介護員、看護師、管理栄養士、事務職員

虹の家・友愛の家(就労継続支援事業(B型))

1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます

2. 運営方針

・作業支援、就労支援

企業からの受託作業を通して、働く習慣や職場への適応能力が習得でき、働く喜びが得られるよう支援します。

・生活支援

社会に出ることを想定し、日常生活においてより健康で安全な生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。

3. 現状と課題

- ・作業支援…定期的に受託している作業の作業スピードにこだわらず、作業の正確性を重視し、利用者の作業内容範囲を広げたい。
- ・生活支援…社会的自立のために、特に公共交通機関利用を中心とした生活支援に重点を置いて、生活の自立に向けた支援をしたい。
- ・就労支援…一般就労にこだわらず、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)も視野に個別に就労に向けた支援をしたい。

4. 実施計画(目標)

・作業支援

目標工賃を10,000円以上とし、作業の正確性を上げるため、ティーチプログラム等を活用しながら支援するとともに、受託作業の新規開拓に努めます。

・生活支援

施設行事において、公共交通機関(特に名鉄電車や市のふれあいバス)の利用を増やします。また、グループホーム・ケアホームへの入居希望者への準備支援も行っていきます

・就労支援

社会見学を年に2回実施し、工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることにより、働くことに対する興味・関心や意欲を育てます

5. 人員配置

管理者、施設長、サービス管理者、生活支援員、職業指導員、保健師、管理栄養士、事務職員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティア活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、機能回復訓練の必要な身体障がい者（児）等に訓練等の場の提供や、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

リハビリプール等の施設の利用により、機能回復訓練の必要な身体障がい者（児）等に訓練等の場を提供します。また、地域住民に対しても各施設の利用により、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

これまでボランティアを受け入れ、協力を得ながら運営してきましたが、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。またこれまで同様、大学生等実習生の受け入れも積極的に行い、これらを通して福祉の理解を深めていただき施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

4. 実施計画

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、市社会福祉協議会とも連携しながら、ボランティアとしての福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校のボランティア・職場体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。一方、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催（8月）

一般市民に広く事業団を知っていただき、運営への理解と支援に対する感謝と、今後の事業に理解をいただくためイベントを行います。

（4）貸館業務

全市民を対象に、訓練の場としてリハビリプール・一般浴室等を、交流の場としてアリーナ・なかよし広場・ボランティアルーム・会議室等を提供します。